6章　屋外広告物の表示等の制限に関する事項

（景観法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物は、市内の様々な場所に掲出されており、身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちににぎわいや活力をもたらしています。その一方で、無秩序に掲出されると、街並みや自然景観の大きな阻害要因となる場合もあります。

そのため、熊谷市屋外広告物条例を適切に運用することにより、良好な景観の形成に関する方針に基づいて、屋外広告物の適切な誘導を行います。

7章　景観重要公共施設の整備に関する事項

（景観法第8条第2項第4号ハ関係）

本市の軸となる荒川や利根川をはじめとした河川等及び道路等並びに拠点となる公園等については、各公共施設の管理者等との協議及び同意の下に、熊谷市景観計画に景観重要公共施設として定めます。景観重要公共施設の整備にあたっては、市を含む関係機関による協議会を立上げ、良好な景観の形成を図るための協議を行うこととします。

特に、本計画の景観の構成において区分した荒川や利根川を始めとした河川等及び活動軸として位置付けた幹線道路等、活動拠点として位置付けた公園等については、積極的に景観重要公共施設の指定に向けた協議等を行うものとします。

◆ 整備の方針

本計画の実現に向けて行政が先導的な役割を担う必要があることから、景観重要公共施設に位置付けられた各公共施設管理者は本市と十分に協議を行い、眺望の保全や緑化、街並みとの調和、安全な歩行者空間の確保等、良好な景観形成に配慮し、その整備や補修、改良等を行うこととします。